

氏名(本籍)	古谷 紋子 (東京都)		
学位の種類	博士 (歴史学)		
学位記番号	博歴乙第26号		
学位授与の日付	平成31年 3月13日		
学位授与の要件	学位規程第5条第2項該当		
学位論文題目	日本古代の身分秩序 —表象としての馬・牛車—		
論文審査員	主査	駒澤大学教授	博士 (文学) 瀧音 能之
	副査	駒澤大学教授	博士 (日本史学) 中野 達哉
	副査	駒澤大学名誉教授	文学博士 廣瀬 良弘
	副査	駒澤大学准教授	松本 信道

## 論文内容の要旨

本論は、表象としての馬・牛車からみた、日本古代の身分秩序について考察したものである。

日本古代における身分秩序は、一般的に、位階制とそれ以前の起源を持つ姓<sup>かばね</sup>とがある。姓は、天武十三年(684)の八色姓<sup>やくさのかばね</sup>によって新たな身分秩序として位置づけられ、律令制では位階獲得の手段ともなった。位階はまた、律令国家においては身分標識であり、序列を示すものである。そして、養老衣服令に規定される朝服の制は、古代日本の可視的な身分標識を代表するものであり、位階によって着用する朝服の色は異なっている。朝服はその身分を公示する機能を持つことが指摘される。朝服を着用した官人同士が馬や従者を伴う牛車に乗り、遭遇した際には路上の儀礼行為が存在した。

本論は、馬や牛車を可視的表象物と捉え、身分秩序を考察する手法をとるものである。

以上を課題として、本論では、序章・第一部第一章・第二章・第三章、第二部第四章・第五章・第六章、第三部第七章・第八章・第九章・付論・終章による構成を用意した。

序章では、古代中国・日本における身分標識の機能について概観した。『周礼』に淵源を持つ車制の規定は、北周では皇帝十二輅(計十二の車種)の制、隋では皇帝五輅(五つの車種)の制が施行され、儀式ごとに異なる車が利用されてきた。皇帝の車制と皇太子・皇族・諸臣の車制は同一の身分秩序体系にあるが、日本では天皇・諸皇族・貴族が同じ乗物に乗らず、移動手段と身分秩序体系は同じ系統にないことの指摘がなされている。鹵簿令を継受しなかった日本では、移動手段に関する法規はなかったといえる。表象としての馬・牛車を分析視角に据える試みにあたっては、日本古代における、そのほかの身分標識の機能を紹介、分析した。

第一部「路上における古代の身分秩序」では、下馬礼とその展開過程である車礼、車礼を発端とする『平家物語』の殿下乗合事件に分析を加えた。また平安前期に流行した牛車の禁制から、身分秩序

を再構築する過程の考察を試みた。

第一部第一章「養老儀制令在路相遇条の検討」では、下馬礼を規定する養老儀制令 10 在路相遇条と、拝礼や致敬礼などの史料用語を含む前後の条文を検討した。そして、史料に散見する下馬礼の事例は法規とは異なり尊敬の念を抱く相手に行う儀礼行為に変容しているものの、下馬礼が日本の社会に根づいたとみる。有職故実書『西宮記』には、牛車で路上の儀礼行為を行う車礼の記載がある。その検討を通じ、下馬礼が律令制的身分秩序に規制されるのに対し、車礼は官職や撰閥などの特定身分に基づく儀礼行為である点を明らかにした。また、あわせて下馬礼から派生した弾正台と京職の「下馬法」を検討した。

第一部第二章「平安前期の牛車と官人統制」では、牛車政策について考察した。弘仁六年（815）の勅は、嵯峨天皇が牛車（金銀装車）の乗車を許可した内容である。その対象は女性と子どもに限定したものである。以後、乗車の許可のない貴族が牛車を使用することになり、貴族の移動手段は馬と牛車が併用されるに至った。嵯峨天皇の牛車政策を真似た宇多天皇は、牛車を禁制し、移動手段に関わる権限が天皇権力にあることを示した。その上で天皇を頂点とする身分秩序の再構築を図った過程を明らかにした。この牛車政策は、阿衡の紛議により藤原基経に謝罪した経験を持ち、親しい臣下を持たないまま即位した宇多天皇独自の政策と結論づけた。

第一部第三章「車礼からみた殿下乗合事件」では、『平家物語』と藤原兼実の日記『玉葉』にみられる殿下乗合事件を素材として、路上の儀礼行為を考察した。殿下乗合事件とは、平資盛（清盛孫・重盛二男）が撰閥家の藤原基房（松殿）と遭遇した際に恥辱を受け、父平重盛が報復した事件である。平重盛の報復理由が、車礼にあることを歴史史料によって分析したものである。『平家物語』諸本は、平資盛の移動手段を馬や牛車などに変更したが、実際の平資盛は女車であったことを、『玉葉』によって明らかにした。当該期の闘乱事件は、当事者のうち、加害者側が下手人を引き渡し、被害者側が下手人の処分はせず返上する解決方法であり、殿下乗合事件も同様の解決法によった。しかしながら、女車は車礼を行なう必要がなく、平重盛の報復は貴族社会の慣行を無視した藤原基房の非を貴族社会に知らしめたものと結論づけている。

第二部「官人秩序と非違の糺弾」では、古代国家の身分標識の形成過程と、身分秩序を維持する弾正台の非違糺弾について考察した。

第二部第四章「律令官人と乗馬一天武十三年閏四月丙戌詔の検討一」では、従来、関晃が「畿内武装政策」と位置づけた史料を再検討した。この天武十三年（684）閏四月丙戌詔は、三つの詔からなり、第一詔は地方豪族や伴造層の朝廷への出仕を想定し、地域間で異なる言葉や動作を統一する目的を持つ内容であることを確認した。第二詔は、文武官に対し、兵器所持と訓練、馬所有と乗馬訓練、人と馬の装束を装備することを命じた内容であることを指摘した。従来の研究では戦闘武力とみなされてきた騎士・歩卒は、聚会への参加手段の乗馬および歩行であり、第二詔の主眼が豪族の官人化政策にあることを明らかにした。また第三詔は、こうした官人化政策について、男女を対象に会集日の衣服制を徹底したものとみる。

第二部第五章「天武朝における法秩序の形成と糺職」では、法秩序の形成過程について考察した。

当該期の法秩序は王権と在地との二重構造を有しており、法秩序の統一のために巷里、禁省、朝庭など、異なる領域に順次、糺弾の用語を用いて法の一元化を図る過程を論じた。あわせて、糺職は弾正台の前身官司だが、官人化政策の徹底と政治環境の整備に伴い、糺職は制度化されたとみる。

第二部第六章「弾正台の非違糺弾について」では、令制弾正台の職掌を考察した。従来は中国御史台との比較により弾正台の職掌を検討する方法論であったが、本論では前身官司としての糺職の職掌や法制史料、儀式書など、弾正台に関する規定や儀式などからの検討を行なった。持統朝における糺職の職掌の一つとみなされる朝堂における非違の糺弾は、令に規定される弾正台の職掌とは齟齬するように見える。『延喜式』には弾正台が朝政を厳しく監督する式文が存在することから、弾正台が持統朝糺職と系譜上も連続することを指摘する。

第三部「内裏の中の身分標識—童・女性・宿老—」では、論点をより閉鎖的な空間である内裏に向けて、平安時代の身分秩序を考察している。

第三部第七章「内裏のなかの「蔭孫」童」では、元服前の貴族子弟が内裏に参上する儀式、童殿上について論じた。位階を獲得する以前の童、つまりは身分を持たない童が公事を行なう場に出入りすること自体、法規上は存在しなかった。律令位階制の変質や蔵人所の成立による昇進ルートの確立は、貴族官人の位階の獲得過程にも変化をもたらした。そのことが童身分にも影響を与えたとみられる。童の名簿（みょうぶ）は、天皇の許可のうえで奉呈されると、童は蔭孫無位・小舎人の身分として、内裏清涼殿の殿上の間へ昇殿した。10世紀と11世紀の童殿上では元服、叙位に預かる手順や期間は異なり、その点も比較検討した。

第三部第八章「輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車」では、徒歩が原則の内裏への参入方法について考察した。輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車の宣旨により、輦車や牛車で出入りする親王や摂関、宿老の大臣などの諸身分について検討を加えた。

第三部第九章「輦車と平安貴族社会—親王・女性—」では、輦車宣旨を許可されながら、前章の考察対象からは外れた親王と女性について論じた。キサキは女御・更衣など階層の広い諸身分であったが、10世紀末を境にキサキの身分が藤原氏の女性に固定化すると、内裏への参入手段は、キサキの父親の身分が大納言クラスの場合は徒歩、大臣以上のクラスでは輦車宣旨の許可があったことを明らかにした。あわせて輦車の利用方法にも分析を加えた。輦車宣旨の許可によって、初めて利用することが出来る輦車は、藤原道長の妻や娘の利用によって画期をむかえ、内裏に限定した利用原則を崩したことを明らかにした。

付論「道鏡の「赤皮鳥」」では、道鏡の赤皮鳥について考察を加えた。これは、天皇が即位式に着用する礼服とともに納められたものである。律令官人の鳥などとともに比較検討し、法王道鏡の赤皮鳥が、神護景雲三年（769）正月三日に、律令官人の拝賀を受ける必要から製作されたことを明らかにした。

終章「身分表象としての馬・牛車のゆくえ」では、天武十三年（684）閏四月丙戌詔が、律令官人の移動手段の方向性を決定づける法規であることを指摘した。つぎに乗車する身分を限定して牛車（金銀装車）を許可した弘仁六年（815）勅は、牛車が貴族の移動手段となる契機を与えたことを明ら

かにした。そのうえで、寛平六年（894）官符は、牛車の禁制後、男性官人に初めて牛車を許可した官符であり、長保元年（999）の公家新制までは、移動手段に一定の効果をもたらした官符であると結論づけている。また『西宮記』に登場する牛車と、古記録にみられる牛車の考察から、撰関期にはほとんどの種類の牛車が出揃い、半藪車・八葉車が院政期に出現すること。そして源頼朝が牛車に乗車して後白河院との面会を果たして以後、天皇や院への面謁の際には牛車を利用されることになり、中世以降も律令制的な身分秩序を有する者の移動手段となったことを指摘した。

最後に、身分表象としての馬・牛車を分析する視角は、朝廷官位を有する身分秩序体系では、有効な手段であることを提示した。

## 論文審査結果の要旨

### I 課題と構成

古谷紋子氏が学位請求のために提出した論文「日本古代の身分秩序——表象としての馬・牛車」は、400字詰原稿用紙850枚にも及ぶ大部なものである。古谷氏は、本学文学部歴史学科を卒業後、ついで、本学大学院人文科学研究科日本史学専攻修士課程に学び、同博士後期課程満期退学後は、宮内庁書陵部事務補佐員を勤められ、その後、本学文学部歴史学科の非常勤講師となり、現在に至っている。この間、継続して平安時代を中心に、儀礼を対象にした研究をおこなってきた。

さて、本論文は日本古代の馬・牛車から身分秩序を考察したものである。

論文要旨にもあるように、日本古代における身分秩序を表す手段としては、一般的に位階制とそれ以前に起源を持つ姓かばねとがある。これらのうち、姓は、天武十三年（684）の八色姓かばねによって新たな身分秩序として位置づけられ、律令制では位階獲得の手段ともなる。また位階は、律令国家の身分序列を示すものである。そして、養老衣服令に規定される朝服は、古代日本の可視的な身分標識を代表するものといえる。官人の身分標識として冠や衣服、儀礼行為などから身分秩序を考察することが可能である。なぜならば、冠や衣服、官人相互の儀礼行為などの可視的な表象は、その身分を公示する機能を持つからである。

古谷氏は、律令官人が有した馬・牛車、そしてそれらに乗り、官人同士が相遇した際の路上の儀礼行為としての規定を定める養老儀制令在路相遇条を素材とし、日本古代の身分秩序を論じようとしている。

以上の課題をもとに、本論は序章・第一部（第一章・第二章・第三章）・第二部（第四章・第五章・第六章）・第三部（第七章・第八章・第九章）・付論・終章をもとに構成されている。

その具体的な目次は、以下の通りである。

#### 序章 日本古代における身分秩序の概観

はじめに

- 一、古代中国・日本における身分標識の機能
- 二、本論の分析視角

## 第一部 路上における古代の身分秩序

### 第一章 養老儀制令在路相遇条の検討

はじめに

- 一、儀制令にみられる下馬礼－親王・至敬・国司・避貴老－
- 二、『延喜式』の下馬礼・至敬礼、『西宮記』の至敬礼・車礼
- 三、弾正台・京職の下馬法

むすび

### 第二章 平安前期の牛車と官人統制

はじめに

- 一、嵯峨天皇の牛車政策
- 二、牛車の流行と貴族の邸宅
- 三、宇多天皇の牛車政策
- 四、宇多天皇と藤原基経・源融－腰輿宣旨－

むすび

### 第三章 車礼からみた殿下乗合事件

はじめに

- 一、『平家物語』と『玉葉』の殿下乗合事件
- 二、平安中・後期の下馬礼・車礼
- 三、『枕草子』・『蜻蛉日記』の女車・下馬礼・車礼

むすび

## 第二部 官人秩序と非違の糺弾

### 第四章 律令官人と乗馬－天武十三年閏四月丙戌詔の検討

はじめに

- 一、天武十三年（684）閏四月丙戌詔の検討
- 二、馬の普及と乗馬の風習、武装関連史料

むすび

### 第五章 天武朝における法秩序の形成と糺職

はじめに

- 一、法秩序の形成と藤原京遷都
- 二、検閲と巡察、糺職大夫と弾正台

むすび

### 第六章 弾正台の非違糺弾について

はじめに

- 一、巡察・糺職、令規定の弾正台の職掌

二、朝政や儀礼にみられる弾正台

むすび

第三部 内裏のなかの身分標識－童・女性・宿老－

第七章 内裏のなかの「蔭孫」童

はじめに

一、元服同時叙爵

二、童殿上の小舎人、藏人所の小舎人

三、名簿奉呈－内・院・女院－

四、童舞と十一世紀の童殿上

むすび

第八章 輦車宣旨・牛車宣旨・中重宣旨

はじめに

一、輦車宣旨の宣下対象者

二、牛車宣旨対象者

三、輦車宣旨と牛車宣旨の関係

四、中重輦車宣旨

むすび

第九章 輦車と平安貴族社会－親王・女性－

はじめに

一、輦車の規格と親王・女御・女官の輦車

二、天皇・皇太子のキサキ、摂関家の正妻、その他

三、輦車のゆくえ

むすび

付論 道鏡の「赤皮舄」

はじめに

一、礼服御覧と天皇の礼服

二、クツと衣服制

三、僧侶のクツ・仏事の王卿・道鏡の赤皮舄

四、国家財政の危機と大蔵省の綿

むすび

終章 身分表象としての馬・牛車のゆくえ

一、本論のまとめ

二、今後の展望と課題

## II 論文の内容と評価

序章では、古代中国および日本における身分標識の機能について述べている。古代中国では、輿服制度全般が典制に取り入れられるのは、6世紀初頭とされる。青銅器文化が開花した中国では、殷時代から馬車が利用されてきたが、身分標識を示す車制が典制となるのは6世紀のことである。車制とは馬車を指すのであるが、車駕制度の重要性は唐の時代に薄れたとされる。唐の鹵簿令にも車制の規定があり、それは『周礼』に淵源を持つものである。北周では皇帝十二輅（十二の車種）の制、隋では皇帝五輅（五車種）の制が施行され、儀式ごとに異なる車が使用された。この皇帝の車制と皇太子・皇族・諸臣の車制とは同一の身分秩序体系にあるが、これに対して、日本では天皇・諸皇族・貴族が同じ乗り物に乗ることはない。この点は、移動手段と身分秩序体系が同じ系統にはないことは先学が指摘している。鹵簿令を継受しなかった日本では、古代国家の指向する移動手段に関して、明らかな規定はなかったとしている。しかし、古谷氏は日本古代の身分秩序の考察に、表象としての馬・牛車の分析視角が無意味というわけではないとして、むしろ、移動手段の規定がないことによる発展過程は、非常に興味深いと述べている。

これらのことをふまえて、本論文の分析視角として、律令官人が有する馬や牛車、それらに乗る官人同士の路上の儀礼行為などの、可視的な表象を素材とする身分秩序の考察は、有効な方法論であることを強調している。

第一部「路上における古代の身分秩序」では、路上の儀礼行為である下馬礼を考察している。日本の律令は鹵簿令を継受しなかったが、路上の儀礼行為としての下馬礼は継受している。その下馬礼の成立と、展開過程としての至敬礼や車礼について、8世紀から12世紀にかけての時期を対象とする考察をしている。また、平安前期の牛車の流行とその禁制、移動手段を禁制することによる、身分秩序の再構築過程を考察している。

第二部「官人秩序と非違の糺弾」では、身分標識の形成過程と、官職について論じている。律令官人の身分標識としては、衣服令によって規定された冠・位袍・腰带・袴・烏などをひとくくりとする朝服があげられる。位袍は、官人秩序を維持する機能を果たしたとみられ、それをメルクマールとして官人集団とそれ例外の区別をしたという視点から、さらに、朝服と服飾品、儀礼行為を含む逸脱行為＝非違を糺弾する機能についても論究している。

第三部「内裏のなかの身分標識－童・女性・宿老－」では、平安時代の身分秩序を考察する手がかりとして、内裏をキーワードとしている。そして、その内裏に位階と官職を持たずに出入りする童について考察している。つぎに、内裏に出入りする女性や宿老の大臣について、輦車宣旨や牛車宣旨、中重輦車を手がかりとした身分秩序を論じている。

各々の章ごとの内容をみていくなれば、第一部第一章の「養老儀制令在路相遇条の検討」では、下馬礼の規定である養老令の条文に関して考察している。具体的には、養老儀制令にみられる10在路相遇条であり、この条文の前後にみられる致敬礼・拝礼などの用語を持つ条文についても検討を加えている。下馬礼は、致敬の用語を含む儀礼行為であり、致敬礼・拝礼などの用語を含む儀制令9元日条、11遇本国司条、僧尼令19遇三位已上条などの諸条文を検討することにより、下馬礼の実態に迫って

いる。また、大宝令の法意に、より近い時期の解釈とされる古記や八十一例の解釈について、当該期の下馬礼を復元している。次に史料に散見する奈良・平安時代の下馬礼を素材として論じている。

下馬礼に該当する『延喜式』の条文は、五条ある。それらについて、下馬礼の展開過程を追っている。また、平安時代の儀式書『西宮記』の致敬礼・車礼の記載から、牛車での上の儀礼行為である車礼を考察している。

最後に、下馬礼に関わる特殊な事例である弾正台と京職の下馬法について、『延喜式』の規定を検討している。

第一部第一章の考察の結果、養老儀制令10の在路相遇条は下馬礼を規定する条文であるが、位階による下馬礼のみを規定していることを指摘している。そこで、儀制令のほかの条文により、六つの下馬礼・致敬礼の存在を明らかにしている。

この六つの下馬礼規定とは異なり、史料に散見する下馬礼は同位の官人や学問を学ぶ学生や僧侶などを対象としている。下馬を行なう側は、尊崇する対象に下馬礼を行なったことを明らかにしている。実際のところ、令の規定とは異なる下馬礼であるが、このことはとりもなおさず、下馬を行なう儀礼行為自体は日本社会に根付いたとみている。

古谷氏が明らかにした六つの下馬礼・致敬礼の特徴は、のちの『延喜式』に引き継がれ展開する。その下馬礼・致敬礼の特徴は、僧尼下馬礼の記載のないことを特徴の一つとする。これは、平安時代の僧侶が、令の規定とは異なり、別の身分秩序に編成されたことによると考えられる、と結論づけている。

また、古谷氏は、『延喜式』に牛車の上における儀礼行為の記述がない点を論じている。『延喜式』の編纂時期である10世紀は、貴族の移動手段は牛車に定着した時期でもある。下馬礼が『延喜式』独自の展開をするのに対し、牛車での上の儀礼行為についての記述がないことに注目している。その点について、まず牛車は律令に規定された移動手段ではないこと、また下馬礼のように律令に規定される路上の儀礼行為ではないことを指摘し、はじめは女性と子供に身分を限定する牛車の許可であったことから、牛車に乗車する身分は当初、儀礼行為を行なう律令の身分体系から外れていたことを指摘している。そのため、『延喜式』では牛車での上の儀礼行為の規定がなかったとしている。

さらに下馬礼は、まず律令制的身分秩序に則る儀礼行為であることを指摘している。そして『西宮記』の車礼の考察では、律令制的身分秩序のうちの位階に拠るのではなく、官職と身分に基づく路上の儀礼行為であるとしている。車礼は、当該期の身分秩序に強く規制される儀礼行為であることを明らかにしている。

下馬礼には別の問題も介在している。令の規定による下馬礼・致敬礼は、所属を異にする官職間の下馬礼を想定していなかった。そのため、弾正台と京職の下馬法は、両者の巡察時に限り、下馬法が立案されている。これは、「弘仁式」に明文化されてもいる。しかし、京の治安維持の職掌を持つ京職は、官人の非違を糾弾する弾正台の批判を受け続けることになった。その結果、京職は治安維持の職務を放棄せざるを得ない状態に陥ったというのである。下馬法を定めたことによる弾正台の巡検が、京職本来の職掌である京の治安維持を困難にさせる事態を招いたことを指摘している。



第一部第二章の「平安前期の牛車と官人統制」では、嵯峨天皇と宇多天皇の牛車政策について述べている。

弘仁六年（815）、女性と子どもに身分を限定して牛車（金銀装車）に乗車することが、嵯峨天皇により許可されており、以後の貴族官人は、乗車許可のないままに牛車を使用し、移動手段としては乗馬と牛車とが並行して用いられることになった。このうちの牛車に禁制を加えることによって、身分秩序の再構築を図った宇多天皇の牛車政策を考察したものである。

第一部第二章の考察では、嵯峨天皇が女性と子どもに限定して牛車を許可したのち、やがて牛車が貴族の移動手段になると、今度は宇多天皇がこれに禁制を加える現象がある。それにより、移動手段はまず、天皇権力のおよぶものであると古谷氏は位置付けている。

宇多天皇は寛平六年（894）五月に男性官人の乗車を禁止し、左右大臣をはじめ、宇多天皇が信任する者や子の齊世親王の乗車を許可している。そして、一年二ヶ月後、禁制を解除することにより、天皇を頂点とする身分秩序の再構築を図っている。移動手段を禁じて、天皇が信任する者にまず乗車を許可している。このことは、阿衡の紛議によって藤原基経に謝罪した体験を持つ宇多天皇にとっては、身分秩序の頂点に立つことが出来る最大の効果をもたらした政策であったといえる。

また、寛平六年（894）官符は、牛車の流行を述べる際に引用される史料である。約一年二ヶ月の時限立法に過ぎないが、この官符は移動手段の選択権が天皇にあることを、改めて貴族社会に認識されるものであった。10世紀半ばに二通残された宣旨は、その人物に乗車を許可する内容である。時限立法である寛平六年（894）官符は、法律上の位置付けはあいまいであったが、貴族社会では一定の拘束力を有する官符であったことを明らかにしている。

公家新制がでる長保元年（999）までは、貴族社会における移動手段に効力を持ったのは、寛平六年（894）官符であったと結論づけている

第一部第三章の「車礼からみた殿下乗合事件」では、『平家物語』の殿下乗合事件を素材として考察を進めている。

殿下乗合事件とは、平資盛が摂関家の松殿基房と遭遇し、松殿基房の隨身による恥辱行為を受けたのを平重盛が報復した事件である。

まず平重盛の報復理由が車礼を発端とすることを、『玉葉』をはじめとする古記録や『枕草子』『蜻蛉日記』を史料として考察している。その過程において、実際に行なわれた車礼について明らかにしている。従来の武士と貴族の二項対立構造によらず、貴族社会内部の問題として、車礼を素材とする検討を試みている。

従来、平重盛の報復理由は逆恨みであり、報復の咎め立てがないことは、後白河院と平重盛との男色関係によると説明されてきた。古谷氏は『平家物語』諸本の本文比較を行ない、まず平資盛の移動手段について、馬や女房車、車などの表記のばらつきのあることを指摘している。つぎに『玉葉』よる殿下乗合事件の考察からは、平資盛が女車に乗車していたことを確認している。当時は、闘乱事件が起きた場合に加害者側が下手人を引き渡し、被害者側が下手人の処分はせずに返上するというのが、慣行である。実際の殿下乗合事件では、貴族社会の慣行通りの解決をみたことを指摘しているが、

そのうえで、平重盛による報復の正当性について論じている。

ここでは、史料に散見する下馬礼・車礼、および『枕草子』『蜻蛉日記』にみられる女車についても考察している。そして、牛車に乗った人物を特定する手がかりが隨身や従者の存在にあること、女車は車礼を行なう慣行がなかったことを明らかにしている。結論として、女車に乗車した平資盛は、路上の儀礼行為を行なう必要がなかったことを導き出している。貴族社会の慣行を無視し、恥辱行為におよんだ松殿基房の非は、平重盛の報復によって白日の下にさらされ、貴族社会に知らしめられることになったと、本章では結論付けている。

第二部第四章の「律令官人と乗馬―天武十三年閏四月丙戌詔の検討」では、官人の移動手段を探る手がかりとして、天武十三年（684）閏四月丙戌条を考察している。この詔は3つからなる構成であることを指摘し、各々について考察している。第一詔は百寮という令制六位以下に相当する官人層を対象としており、進止・威儀の統一を図る内容であることを指摘している。進止・威儀とは、当期における言葉遣いや立ち居振る舞いを統一することと、古谷氏は捉えている。それは、天武朝では畿内豪族に限らず、地方豪族層や伴造層の出仕を想定しており、地域によっては言葉遣いは異なるとの見方に立つものである。畿内豪族と地方豪族との間の意思疎通を図るため、言語・振る舞いなどの統一を求めたものと理解するものである。

つぎに第二詔は、文武官という官僚層を対象にしたものであり、兵器所持やその訓練・馬の所有や乗馬訓練・人と馬の装束の準備などを命じた内容であることを指摘している。騎士・歩卒とある記述は、軍事史の側面からは戦闘武力と捉えられてきた。しかし、古谷氏はその理解に拠らず、会とあることに注目し、会への参加手段としての乗馬・歩行と単純化する考察を試みている。つまり、従来の戦闘武力とする見解とは異なり、聚会への参加手段の記述であるとの説を提示している。

第三詔は、男女を対象に会集日以外の既存の習俗を認めた内容である。会集日の欄衣・長紐・男性の圭冠・括緒褌の着用と、女性は四十歳の年齢を区切り、結髪・乗馬方法を定めている。これらは、日本列島固有の服制は貫頭衣であり、それを認めつつ会集日の服制を徹底するものである、と結論づけている。

以上は、本章で明らかにしたことである。これまでも全三詔のうちの詔を切り取り、それを検討することで官人化政策であることは指摘されてきたが、全詔の検討を通じて官人化政策であることの指摘はされてきたことはなかった。また、従来の見解とも異なる説を提示している。天武十三年（684）閏四月丙戌条の詔は、長らく武装政策とみなされてきており、現在も武装政策とみる見解は大勢を占めていると思われる。たしかに、天武朝では武装政策とされるほどに乗馬訓練を行なっている。このうち、本章では官僚下位層の乗馬訓練に注目し、官僚層の日常的な乗馬の奨励を目的とした豪族の官人化政策であることを指摘している。天武朝は畿内豪族や地方豪族を含む官僚層の形成時期にあたる。そのため、乗馬や服制を含む官人化政策は、当期の重要課題であったとしている。

第二部第五章の「天武朝における法秩序の形成と糺職」では、天武朝の官人化政策に設けられた罰則について考察している。これは、列島固有の罪とは本質を異にする点で注目に値するもので、法秩序の形成過程とともに弾正台の前身の官司とされる糺職の成立時期とその職掌についてもあわせて

考察している。

天武朝ではまず、諸悪莫作の仏教思想を導入している。ついで死刑をはじめとする刑罰の存在を示し、「有犯者罪之」と科罪を行なっている。この科罪は、日本列島固有の原初的刑罰とは異なるものである。こうした科罪を行なう背景には、官人の罪の定着を促す目的のあったであろうことを指摘している。また、法を犯す者は糺弾するとしている。領域としては巷里、禁省、朝庭の順に糺弾の用語を用いて詔し、それぞれ異なった領域に対し、糺弾という同じ用語を使用しているのである。そうすることにより、在地の法と大王周辺の法との一元化を図ったことが考えられる、としている。

以上のように、豪族層の側に官人の罪を理解する能力があること、それと連動する法の一元化が背景になれば、天武十三年（684）閏四月丙戌条の詔の罰則の実現は困難であったことが考えられる。

こうした動向と並行して、藤原京の造営も行なわれている。豪族の官人化政策は、藤原京造営とも深いかわりを有しているのである。

古谷氏が官人化政策であると指摘した武装政策は、その検閲が翌年に行なわれたかどうか問題視されてきた。実際に検閲は行なわれたことが確認されている。検閲の年は諸道の巡察も行なわれており、畿内では検閲、それ以外の地域では巡察が行なわれているのである。検閲は巡察と類似のものと古谷氏は捉え、検閲・巡察は畿内と諸道のセットで行われたこと、特定官司によらない使者を派遣した体制であることを指摘している。つまり、通説では天武朝に設置されたと考えられている糺職は、その段階では設置されていなかったことを述べているのである。

古谷氏は、糺職は持統朝に設置されたと考えており、その職掌は、宮門前の羅列、持統朝において新たに指定された新朝服の着用や朝堂政における儀礼行為など、それらの非違を糺弾することである。総じて、調停に仕える者の官人化を維持し官人制を支えるための職掌であることを指摘している。

第二部第六章の「弾正台の非違糺弾について」では、前章で明らかにした、持統朝の糺職の職掌をふまえて、令制における弾正台の職掌を考察している。

弾正台の職掌について考察する際、従来の中国御史台との比較検討を行なう方法論に拠らず、前身官司としての糺職の職掌や、律令、『延喜式』、儀式書など、弾正台の職掌に関わる条文を個別に検討し、大宝律令制定当初の弾正台の職掌を考察している。その結果、日本の弾正台が朝服やその服飾、宮門前の羅列、儀式執行上の非違を糺弾し、官人秩序の逸脱行為を糺弾する職掌であることを明らかにし、弾正台の職掌は持統朝の糺職と系譜上も連続することを想定している。

第三部「内裏のなかの身分標識—童・女性・宿老—」では、内裏をキーワードとし、平安時代の身分秩序を考察している。

第三部第七章「内裏のなかの「蔭孫」童」では、童殿上について論じている。

平安時代になると、律令位階制の変質や蔵人所の成立によって昇進ルートが確立し、貴族官人の位階獲得過程に変化をもたらした。従来の身分標識の基準は位階と官職であったが、新たな標識として、弘仁年間（810～824）に昇殿制が成立した。

貴族が内裏の清涼殿への昇殿を許されることは、天皇との君臣関係の距離の近さを示すものがある。その貴族が継承者である「蔭孫」童を披露するのが童殿上である。この童殿上は令制の出身方式の遺

制から、通過儀礼としての元服儀へと転換したものであり、名門の子弟に与えられた特別の待遇である。天皇から昇殿の許可を得た童は、名簿（みょうぶ）を奉呈し、蔭孫無位・小舎人として内裏の清涼殿の殿上の間に昇殿し、いくつかのプロセスを経て元服、叙位に預かることになる。

特に、童殿上は蔵人所別当の関係者が預かる傾向があること、その後、殿上童が摂関家に独占されるようになった点を指摘されている。

10世紀の童殿上に関する手続きは、昇殿から名簿奉呈・着簡・童舞・元服に至るまでの期間が四・五年という一定の期間で行われていた。しかし、11世紀になると、昇殿から元服に至るまでの期間が数ヶ月、あるいは元服の当日に童殿上の手続きが取られるように変化している点を指摘されている。

第三部第八章「輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車」では、輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車の宣旨により、輦車・牛車などで出入りすることが許可された親王や摂関および大臣などの身分的特の権について考察している。

内裏では徒歩が原則であるが、輦車は「てぐるま」とよばれる特別な車で、内裏を往来することが許される宣旨が輦車宣旨である。最初に輦車宣旨が与えられる対象者として親王・大臣・僧侶などを取り上げ考察している。

親王の場合は、品位が一品もしくは二品で、式部卿の地位にある者が対象となり、内裏での儀式への参列を促す目的で発せられた宣旨であることを指摘している。

次に、大臣に対する輦車宣旨を取り上げ、藤原良房から藤原経宗に至る十名の公卿の事例を検討され、従来、宿老の大臣に与えられる宣旨と言われているが、端午の節会などの儀式への参列を促す目的もあつたことを指摘されている。

僧侶に対する宣旨については、真雅・遍照・良源などの事例を取り上げ、天皇の身体護持や病氣平癒など、天皇の護持を目的として宮中に参内するために許可されるもので、特に高齢者を対象としていることが指摘されている。

中重（なかのへ）の輦車宣旨は、侍読や天皇の外祖父の立場の者が蒙る宣旨で、藤原師実・忠実・兼家・道長の四例を取り上げ、それぞれの公卿の宣旨について具体的かつ詳細な検討を加えている。

第三部第九章「輦車と平安貴族社会—親王・女性—」では、前章で考察の対象から外れた親王と女性を取り上げ論じている。

親王の場合は、天皇として即位する皇太子に輦車の宣旨が与えられたが、平安中期になる皇太子と待賢門との特別な関係はなくなる傾向にあることを指摘している。

内親王の場合は、天皇として内裏に居住している父や兄弟に御対面する際や、内親王自身が入内する場合、また入内するキサキの実母・養母であることなどを理由として宣旨が与えられたことを指摘されている。

摂関期になると、輦車は、藤原道長の妻や娘のなども利用することになり、内裏で利用されるという原則が崩れ、輦車が内裏で使用される特別な車から、単なる移動手段としての乗り物へと変質したことを明らかにしている。

本来、輦車と牛車とは、大きさや規格そのものが全く異なる乗物であったが、12世紀になると、

両者の区別がつかなくなり、さらに輦車の形状や、その使用方法さえわからなくなり、平安貴族社会から消失していったと述べている。

付論「道鏡の「赤皮舄」」では、天皇の即位に着用する礼服とともに納められていた、法王道鏡の赤皮舄の検討をしている。

源師房の日記『土右記』の礼服御覧の記事に見える赤皮舄を取り上げ、法王である道鏡が供御に准じられ、神護景雲三年（769）正月三日の賀配の際に、律令官人の拝賀を受ける必要から製作されたものであることを論じている。

法王は令外官であるが、道鏡の赤皮舄は、令に定める朝賀の際の礼服規定に則り、律令官人と同じ形状の舄が製作されていたことを結論づけている。

終章「身分表象としての馬・牛車のゆくえ」では、最初に本論文のまとめとして、第一部・第二部・第三部の各章節で考察した結果に得られた論点を述べられている。

後半では、「今後の展望と課題」と題し、最初に、下馬礼を取り上げ、中世以降、権力核を頂点とする身分秩序体系において、下馬礼が身分秩序を考察する有効な手段であることを指摘されている。

次に、弘仁六年（815）勅を取り上げ、身分を限定して牛車（金銀装車）を許可した牛車が、貴族の移動手段として定着する契機となった勅であることを指摘している。

さらに、寛平六年（894）官符は、牛車の禁制後、男性官人に始めて牛車を許可した官符であることを述べている。また、長保元年（999）の『西宮記』に登場する牛馬と古記録にみられる牛車の種類について考察し、摂関期にはほとんどの種類の牛車が出揃い、半部車・八葉車が院政期に出現することを指摘している。

最後に、源頼朝が牛車に乗車して参院を果たして以後、天皇や院への面謁の際は、牛車が利用され、中世以降も律令的な身分秩序を有する者の移動手段となったことを指摘されている。

これまで、本論文の各章にわたって、内容を紹介し、評価を述べてきた。本論文には、随所に古谷氏による創意がみられ、従来の説を乗り越えた見解が展開されている。くり返しになるが、一例をあげるならば、たとえば、第二部の第四章「律令官人と乗馬—天武十三年閏四月丙戌詔の検討」にみられるように、3つの詔を丁寧に分析し、3つの詔を全体的にとりあげて、従来、みられなかった見解に至っていることは評価に値し、今後、学会でもとりあげられるであろう。すなわち、天武十三年閏四月詔をを朝廷に出仕する百寮、文武官の男女を対象とした官人化政策であると規定したことである。従来、この詔は武装化政策とされることが多く、その点、本論文の成果は大いに評価されてよいであろう。

また、第一部第三章「車礼からみた殿下乗合事件」は、『平家物語』にみられ、従来、平清盛の悪行のはじめをもの語るものとして知られている。古谷氏は、『平家物語』に加えて、『玉葉』の記事を参照し、『枕草子』や『蜻蛉日記』を用いて、この事件の性格を考察している。そして、平家の報復とされるこの事件を貴族社会の慣行を無視した松殿基房の方に非があるという興味深い見解を提示している。

このように本論文には優れた見解がいくつもあり、高く評価されるべきものである。しかし、残さ

れた課題もみられる。たとえば、先の第四章「律令官人と乗馬—天武十三年閏四月丙戌詔の検討」では、3つの詔の分析に多くの労力を注ぎ込んだゆえか、これら3つの詔の関連性への論述が軽くなったことは惜まれる。3つの詔は、互いに無関係に並べられた詔ではないはずであり、それらの相互関係を述べることによって、古谷氏の主張である官人化政策という論点がより強固になったと考えられる。

また、第一部の第三章「車礼からみた殿下乗合事件」の場合にも魅力的な見解がみられたが、事件の魅力にやや引き込まれすぎた印象があり、テーマである車礼からみた視点が結論として提示される必要があったように思われる。

以上、述べたように、若干の問題点がないわけではないが、本論文で得られた多大な成果は、それらを補って余りあるものがあると認められる。本論文が日本史学に貢献することは確実であり、審査員一同、博士論文に相応しいものであると判断する。

画が持ち上がり、持統朝では祭祀権の把握がおこなわれたことを指摘している。つまり、タケミナカタ神の鎮座地がなぜ諏訪に設定されたのかという理由としては、ヤマト王権の東国支配への関心が大きく影響しているというのである。また、これに加えて、信濃が注目された理由として、馬の生産も指摘している。壬申の乱における天武側の東国騎兵が信濃の勢力であったであろうという立場から、佐藤氏は、信濃では、五世紀代から馬の生産が開始されたとし、早い段階からヤマト王権と関係をもっていたことを想定している。そして、大和王権とのパイプ役を担ったのは、科野国造の後裔を名乗り、諏訪を含む信濃一体に郡領氏族として勢力を持っていた金刺舎人であったとしている。

第三章「古代の諏訪における信仰」では、タケミナカタ神と持統紀にみられる須波神とは全く性質の異なる神であるという前提のもとに、五世紀頃に支配体制を確立させたと考えられる守矢氏が信仰していたのが、自然神である須波神であり、これに対して、六世紀以降になって諏訪に新たに現れた金刺舎人氏が、奉斎したのがタケミナカタ神であるとしている。その上で、金刺舎人氏が、旧勢力である守矢氏を取り込んでいったと指摘している。このように守矢氏と金刺舎人氏とを奉斎神の問題から信濃の古代史に切り込んだのは佐藤氏の独自性として高く評価することができよう。しかし、史料が限られていることもあって、やや結論が強引になっている感はいなめない。また、諏訪大社にタケミナカタ神と共に祀られている八坂刀売神の問題や『先代旧事本紀』でタケミナカタ神の母神とされる沼河比売についての論及があるとなおよかったと思われる。

第四章「古代在地社会における信仰と律令祭祀」では、諏訪をモデルケースとして、在地においては地域ごとに多様な信仰形態があり、それらは、『古事記』や『日本書紀』の神話や天皇制下での律令祭祀とは、区別して考える必要があることを指摘している。具体的には、タケミナカタ神を例にあげ、在地でのありようが『古事記』の神話とは全くといって異なっており、さらに中世に入ると中世的な神話の中でタケミナカタ神も変質し、武神としての性格がより重視され、軍神として信仰されるようになっていったとしている。

第五章「古代諏訪信仰の始まりとその変質」では、諏訪における信仰が自然現象・農耕・狩猟・交通・軍事などといった多様な性格を持っているのに対し、祀られる神が武力的な神であるタケミナカタ神であるという点に違和感を持った佐藤氏は、五世紀頃に始まる守矢氏の自然神信仰が諏訪信仰の基層にあると指摘している。それが、金刺舎人氏が信仰する人格を伴った武神であるタケミナカタ神への信仰に推移していったとする。そして、九世紀以降の大きな社会変化に対応していく中で、武神であるタケミナカタ神を中心に据え大祝金刺氏を頂点とする祭祀体制が確立していったのであろうと述べている。その後、中世になると諏訪大社は在地領主化していき、時々の権力と密接に結びつき信仰をより高めていったと指摘している。

附論「史料上に現れる玉類記述の悉皆調査とその分析」では、奈良時代の史・資料から玉に関係する語句をぬき出し、用途・用字などについて全体的に考察したものである。単に、語句を集成したものに留まらず、正倉院文書や木簡にみえる平城京内における玉生産と生産工房についても検討を加えており、その結果、「造玉所」が光明皇后宮職と関連した工房であり、「玉作所」はその前身組織であった可能性を指摘している。また、この附論は、今後の地域の信仰や流通などの研究に大いに役立つも

のである。

以上、佐藤論文を章ごとに紹介し、評価を加えてみた。随所に新しい知見や丁寧な論証がみられる。たとえば、タケミナカタ神の問題である。タケミナカタ神は、オオクニヌシ神の子神として国譲り神話に登場する神である。しかし、不思議なことにタケミナカタ神は、『古事記』にのみ姿をみせる神であり、『日本書紀』には姿を現さない。また、『出雲国風土記』にも登場することはない。諏訪の神として知られるタケミナカタ神ではあるが、史料にそってみていくならば、不思議なことが多い。このことから、タケミナカタ神についての創作説、つまり、タケミナカタ神は諏訪の本来の神ではなく、作られた神であるということが、以前からいわれていた。しかし、それらの説に関してはいずれも問題があり、十分なものとはいえなかった。本論文においては、タケミナカタ神を創作された神として、そのことを企図したのは、藤原不比等であり、具体的にタケミナカタ神を『古事記』の中にとり入れたのは太安万侶であるということを丁寧に論証している。本論文によって、タケミナカタ神の原像をめぐる問題は新しい局面を迎えることになろう。また、タケミナカタ神と持統紀五年条にみられる須波神との関係についても、従来の同神説を否定し、両神はそれぞれ別の性格の神であるという視点も、今後、学会でとりあげられることになろう。すなわち、須波神を自然神としてとらえ、五世紀段階の諏訪に根づいていた神であり、それがのちにタケミナカタ神にとって代わられたというのである。須波神とタケミナカタ神とを時間差をもってとらえなおしているのである。

しかし、本論文にも問題がないわけではない。たとえば、タケミナカタ神と須波神とを異なる神とした場合、先にも述べたように、『古事記』が編纂される段階でタケミナカタ神が創作され、諏訪の神とされているのにもかかわらず、持統紀五年、すなわち七世紀末にも諏訪の神として、須波神がでてくるのは不自然であり、この点についてはさらに自説を深める努力が必要であろう。また、『日本書紀』にタケミナカタ神が登場していない、という点は大きな謎と考えられるが、本論文においては、この点の論及がみられない。この点は惜しまれる。信濃の郡司層として、本論文は金刺舎人氏と他田舎人氏とをあげている。これらのふたつの氏の考察は重要な視点と思われるが、他に安曇氏なども信濃には存在しており、これらの他氏族の考察もあればさらによかったと思われる。

このように若干の問題点がみられるものの、これらは本論文の評価を落としめるものではなく、本論文の成果はこれらを補って余りあるものがある。本論文が信濃の古代史学界、日本歴史学界に貢献することは確実であり、博士論文として相応しいと審査員一同、判断するものである。